

語学研修参加条件●お申込み前にお読み下さい。

このパンフレットでご紹介する研修へのお申し込みは以下の条件でお受けします。

●プログラムの範囲●

(1) このプログラムはここに記載する申込み条件に基づき、UTS 国際教育センター (株式会社ユーティエス、以下「当社」といいます) が申込者の希望する受入機関への入学申込手続きの代行、出発にあたっての情報提供などを行なうものであり、課程修了・資格取得などを保証するものではありません。受入機関での研修内容は各教育機関が独自に企画・運営・提供するもので、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行なうものではありません。

(2) この研修は参加者の要望をお伺いし、それに沿ったサービスの手配を引き受ける「手配旅行」です。あらかじめ旅行内容等が決められている「募集型企画旅行」ではありません。

(3) このプログラムで当社が提供するサービスは以下の通りです。

■入学申込み手続き代行：入学願書の取寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付および研修費用の送金、入学許可証 (またはそれに代わるもの) 取り寄せを行ないます。

■宿泊手続きの代行：研修期間に合わせたホームステイ・学生宿舎・ゲストハウス・ホテル等の申込み手続きを行ないます。ただし受入学校が宿泊施設を持たない場合、または宿泊施設紹介を行わない場合は、原則として宿泊手続きは行ないません。

滞在先の決定は、できるだけ出発前に余裕をもってお知らせするように受入校に依頼しますが、お申込の時期によって、また受入校の事情により、直前になる場合もあります。

■渡航手続きの案内：旅券・査証等の申請方法を案内します。旅券の取得はご本人で行なっていただきます。査証の取得も原則としてご本人で行なっていただきますが、査証の種類により取得代行を行なう場合があります。申請の代行を依頼される場合は所定の労金を申し受け、別途契約として代行を行ないます。

■交通機関等の旅行手配：受入校到着までの日本からの航空便、列車等の交通機関の手配を希望に応じ、別途契約として申し受けします。

●お申し込み条件●

(1) 留学を渡航の目的とし、当プログラム申込条件をよく理解し、受入国の法令および規則を遵守できる心身共に健全な人。

(2) 20 歳未満の方は保護者の同意が必要でです。

(3) 慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、現在健康を損なうか、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨を事前にお申し出下さい。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出していただくことがあります。状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきますか、または場合によってはお断りする場合があります。

(4) 当社は下記の事由によりお申込みをお断りする場合があります。

■申込者が未成年で、親権者の同意がない場合。

■希望する受入機関への申込み期限あるいは留学時期までに留学手続きが完了できる見通しがない場合。

■申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがある、または受入校の研修の円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した時。

■希望校から入学が許可されなかった場合。

■その他、当社の業務上の都合があるとき。

●お申し込み●

お申し込みの際には申込書の提出と、入学手続き代行料をお支払い頂きます。お申し込みの成立は当社がお申込書と申込金を受領した時点とします。

●研修費用のお支払い●

入学の許可がおりた時点で、現地留学費用、および航空券代金等の旅行手続き諸費用の合計の請求書を発行します。指定された期日までににお支払い下さい。当社は出発日の90日前までは、申込者に授業料等 (制度上期日が定められているビザの発行等に係わる場合を除く) のお支払いを請求していません。

●申込コースの変更●

参加者の都合でお申込後に同じ主催学校の他コースに変更をされる場合、またはコース開始日を変更する場合は下記の変更料を申し受けします。その際、変更前のコースに関わる取消の実費が学校から請求される場合は、別途加算されます。

同一校での変更日	変更料
お申し込み後から 受入日の31日前まで	1回につき3,000円
受け入れ日の30日前 以降15日前まで	1回につき10,000円
受入日の14日前以降	原則として取消し と同じ扱い

●お申込み後の取消し●

【お客様による取消し】

(1) 参加者は以下に定める取消料を支払っていつでも留学を取消することができます。

(2) 取消料は、現地の受入日を基準として算定致します。

(3) お申込みから8日以内はクーリングオフ期間とみなし、取消料はかかりません。但し渡航日の30日前 (ピーク時*にあつては40日前) 以降の日は除きます。*ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

(4) お申し込み後に研修校の変更をされる場合は原則として申込みをお取り消しいただき、新たにお申し込み頂く形を取ります。その場合は以下の取消料が適用されます。

【取消しの方法】

電話のみによる取消し、変更はお受けできません。当社営業時間内に、書面にてお知らせ下さい。

《留学費用についての取消料》

取消し日	取消し料
お申込み日より8日以内 但し申込が渡航日の30日前 (ピーク時* は40日前) 以降の場合は除く	無料
お申込み9日目を以降 受入日の31日前	52,500円
受入日の30日前以降 15日前まで	52,500円+授業料 /滞在費の20%
受入日の14日前以降 11日前まで	52,500円+授業料 /滞在費の40%
受入日の10日前以降 4日前まで	52,500円+授業料 /滞在費の60%
受入日の3日前以降 1日前まで	52,500円+授業料 /滞在費の75%
受入日当日以降及び 無連絡不参加	52,500円+授業料 /滞在費の100%

*ピーク時：4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7

【返金の手続き】

研修開始前の取り消しにより、当社から返金がある場合は、上記の取消料を差し引き、返金を行います。現地通貨による金額は、お申込み時に適用したレートにより円換算の上、返金を行います。

研修開始後、留学先で研修期間の短縮・延長を希望される場合は、現地にて研修機関の同意を得た上で行って下さい。日本出発後、又は研修開始後のプログラムの短縮又は途中退校の場合、費用の払い戻しは原則としてありません。ただし受入校が例外的に研修費用の一部返金をみとめた場合は、その金額を申込者に代わって当社が代理で受領し、申込者に返還します。その際の換算レートは、振込む日付けのTTBレート (東京三菱銀行の外貨→円建てへの現金為替レート) を適用します。

【当社からの解約】

申込者に下記の事由が生じた場合、当社は参加者に通告の上、この条件に基づく契約を解約することができるものとします。

(1) 申込者が虚偽の申告をしたとき。

(2) 病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき。

(3) 申込者又はその関係者が、他の申込者に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき。

(4) 天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき。

(5) 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき。

(6) 申込者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となったとき。

(7) 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき。

前項に基づき解約された場合、既に支払われた費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した申込み学校にたいするキャンセル料や損失は、申込者が負担するものとし、別途請求致します。

●免責事項●

当社は次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者が現地学校のプログラムに参加できなかった場合および出発時期が変更になった場合には、責任を負いません。

- (1) 申込者がパスポートまたはビザを取得できず、日本出国もしくは渡航先国に入国拒否された場合。
- (2) ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- (3) 郵便事情及び学校の事情等、当社が管理しえない事由により入学許可やその他の書類が届かずビザ申請手続きが遅延した場合。
- (4) 申し込んだコース又は宿泊施設が定員に達して、手続できない場合。
- (5) 天災、地変、戦乱、暴動、ストライキ等における不慮の災難、その他不可抗力による場合。
- (6) 渡航後はご本人の責任において行動していただきます。ご本人の故意、過失、受入国の法令・公序良俗もしくは受入校・滞在先の公序良俗などに違反する等の行為によって生じた責任・損害等は全て参加者個人の責任と

なります。よって現地での学校生活、及びその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負いません。また、それらの行動により当社が損害を受けた場合は、当社は参加者ご本人からの損害賠償を申し受けず。

(7) 現地の祝日、学校が定める休校日の授業は行われません。この場合、授業料に関する払い戻しはありません。休校日の予定は変更・追加される場合があります。

(8) 当社は受入機関から送られてくる最新情報に基づき、留学プログラムのご紹介・手続きを行いますが、各受入機関の事情により、受入条件・研修内容・滞在先・費用・その他プログラムに関して予告無しに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、ご本人に連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

現地における法令、公序良俗に反する行為のために生じた損害の責任は個人に帰します。入学後、学校の規則に反した場合は、参加者の責任となり、当社は責任を負いません。

●その他●

- (1) お客様と当社の契約は出発前に当社が事前に手配を行なった研修期間および滞在期間の終了日までとなります。
- (2) 当社はいかなる場合も研修の再実行はしません。

個人情報について

当社は研修申込みの際に提出された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）については、参加者との連絡に利用させていただき、申込みいただいた研修における現地受入機関・運送・宿泊等のサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他では研修参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

語学研修参加お約束・確認事項

留学を通してより有意義な異文化体験をしていただくために、お申込む前に以下の事項をお読み下さい。

●プログラムの主旨●

日本の社会や家庭に独自の習慣や考え方がるように、相手の国にもその風土に根ざした価値観があります。自分の物差しでそれらを判断するのではなく、相手国の生活や習慣を尊重し身近に体験することで、相互理解を深めるのがプログラムの目的です。このパンフレットで紹介する研修はお客様としてもなされることを目的とするのではなく、そうした文化の差異を積極的に学ぼうとする方を対象に企画されています。

●全般に関するお約束事項●

- (1) 各研修機関、受入機関からの要請により、参加者は出発前に海外旅行障害保険に必ず加入をしていただきます。受入校では初日のオリエンテーション時に保険証書の確認を求める場合があります。
- (2) 各国の祝祭日は原則として休校となり、授業は行なわれませんが、費用の払い戻しはありません。
- (3) プログラムにより、特別な書類（健康診断書、各種予防接種証明書等）を必要とする場合があります。これらに係わる費用は全て参加者の負担となります。
- (4) 申込者は主催する学校の校則・規則により行動していただきます。コースの内容は主催する学校の事情により変更されることがあります。
- (5) 日本から留学校の最寄り空港への航空便手配は一括して当社が引き受けます。
- (6) 留学中、規則を守らず勝手なふるまいが多く、プログラムの円滑な運営が妨げられると判断された場合は、ただちに帰国していただくことがあります。主催者は帰国

に関する一切の責任を負いません。この場合、新たに購入する片道分の普通運賃の費用は本人の負担となり、参加費用の払い戻しはありません。

(7) 日本出発後、参加者がUTSに連絡を取るのに要した通信費は、ご本人の負担とします。

(8) お申し込みを受付けた後でも、年齢その他の理由で学校の判断により申し込みをお断りする場合があります。

●ホームステイ/留学期間中の生活●

(1) ホームステイの受け入れ家庭にはあらゆる人種、宗教、家族構成があります。これらに関することや参加者の想像との相違などの理由で、滞在家庭の変更は認められません。また、滞在家庭に関する希望は出せませんが、全てのご希望には添えない場合もあります。

(2) 家庭滞在先の決定時期は、各学校により異なります。基本的にはご出発の一週間前が目安ですが、現地の事情により直前になったり、出発前後に変更になることがあります。また、現地事情により、滞在中2つの家庭に滞在することもあります。

(3) 家庭滞在先のリストは名前、住所、電話番号を記載してお渡します。原則としてその他の詳細はお伝えできないことを予めご了承下さい。ただし、本人の希望により、家庭の方々と事前に連絡をとり、コミュニケーションを図ることは自由です。その際、相手側のプライバシーを尊重し、無理な質問は差し控えるよう心がけて下さい。

(4) 宿泊形態や寝具、トイレ、バスルームなどの生活様式はそれぞれの滞在地域や家庭の生活文化により異なります。家族の一員としてその習慣に従って下さい。

(5) 受け入れ家庭への友人の招待や長時間の個人的外出などは必ず家庭の許可を得て下さい。家庭の生活スケジュールは尊重すること。どこかへ連れていくことを強要したり、無理な要求は謹んで下さい。

(6) 喫煙や飲酒等は受け入れ国および日本の法律に従い、成人の場合も受け入れ家庭の習慣を尊重し許可を得て下さい。車、バイク等の運転は禁止です。

(7) 自分の部屋を片付け、食後のテーブルの片付けなど家族の一員としての役割や家庭の習慣になっている仕事は進んで手伝えるように心がけて下さい。

(8) 国際電話はコレクトコールにして滞在家庭の許可を得て下さい。参加者がかける電話料金は参加者自信が負担するのが原則です。

電子メールやインターネットの目的でホームステイ先の電話回線を利用することはできません。

(9) ホストファミリーの都合で食事は自分でとる場合があります。ただし、一方的なものではなく、その旨アドバイスがあります。

(10) 家庭に滞在中、参加者が著しくプログラムの主旨や約束事項、旅行条件に反し安全かつ円滑なプログラムの実施を妨げると受け入れ団体が判断した場合は、家庭滞在先ではなく、ホテル滞在先に変更されることがあります。この際の宿泊費、食事等は自己負担となります。

(11) 受入家庭や宿泊施設のルールに反する行為をしたために受入家庭や宿泊施設での滞在を拒否された場合、残り期間の滞在費用の払い戻しはありません。また、その後の宿泊手配は、参加者自身で行なっていただきます。

(12) 貴重品の管理は参加者自身で責任をもって行って下さい。